

国際交流活動助成のご案内 (平成31年度実施事業分)

公益財団法人松戸市国際交流協会では、国際交流・国際協力に関する市民の自主的な活動に対して、経費の一部を助成する制度を設けています。

応募期間：平成31年4月15日（月）～4月25日（木）

◆対象団体 (次の要件を満たした団体)

- ①市内に事務所または活動場所を有する団体
- ②過去1年以上の国際交流活動実績のある団体
- ③団体の運営に必要な会則等の定めがある団体
- ④代表者と構成員の過半数が松戸市民であること
- ⑤過去1年以内に該当事業に対する補助金の交付を受けていないこと

◆対象経費

事業の実施に直接かかわる経費です。ただし、次のものは除きます。

- ①渡航経費、観光経費(事前下見、見学費等)
- ②スタッフ飲食代
- ③事業終了後、個人の持ち物となりうる物品の購入にかかる経費
- ④他の行事への負担金
- ⑤寄付金
- ⑥団体の運営にあてられる経費
- ⑦その他、不適当と認められるもの

◆対象事業

助成金の交付対象となる事業は、平成31年4月～翌年3月末までに団体が自主的に企画・実施する次のいずれかに該当する事業です。なお、助成対象事業数は2事業とします。(応募多数の場合は審査のうえ決定します)

- ①外国人市民支援事業
- ②日本文化及び多文化理解を促進する事業
- ③姉妹都市をはじめとした国際友好親善を促進する事業
- ④国際協力支援事業

※上記の事業であっても内容によっては対象とならないものがありますので、詳細は事務局にお尋ねください。

◆助成金の限度額

助成金の額は、当協会予算の定める範囲内において助成対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。(1団体につき年度内1事業まで。)

★★★・・・手続きは・・・★★★

- ・申請書は公益財団法人国際交流協会事務局まで、直接ご持参ください。
(申請書はホームページからダウンロードしていただくか、当協会事務局へお越しください)
- ・詳しくは、事務局までお問い合わせください。
- ・問合せ先

《公益財団法人松戸市国際交流協会事務局》

松戸市小根本7-8 京葉ガスF松戸第2ビル5階

TEL 047-366-7310 Fax 047-308-6789

Eメール office@miea.or.jp URL <https://www.miea.or.jp/>